

日高中部消防組合火災予防条例第49条の規定に基づく
消防長が指定する対象物

平成26年 1月14日 告示第2号

1 指定する範囲

(1) 避難経路図を掲出しなければならない対象物

ア 百貨店

階数が2以上で延べ面積が、1,000平方メートル以上の物品販売業を営むもの

イ 旅館、ホテル、宿泊所

2階で延べ面積が、1,000平方メートル以上又は3階以上のもの

ウ 病院、診療所又は助産所

2階以上に患者の収容施設を有するもの

(2) 避難経路図の様式及び掲出位置

ア 避難経路図の様式

様式1の例により、容易に避難経路等を確認できる大きさのものとする。

イ 掲出場所

各階毎に出入口付近（旅館、ホテル、宿泊所及び病院等の客室又は病室を含む。）等
利用者の目のふれやすい場所に掲出すること

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式 1

凡 例	
記 号	内 容
	避 難 経 路
○	消 火 器
	屋 内 消 火 栓
■	救 助 袋

○ 階
避難経路図

